

日時・場所	平成31年2月18日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、 小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、 赤坂健康福祉部政策監(代理:田中健康福祉部次長)三上都市建設部長、 遠藤環境経済部長(代理:服部環境経済部次長)、吉川教育部長、川端会計管理者、 吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・ もうすぐ議会が始まる。今回の議会では新年度予算や都市計画税の提案等を行う。都市計画税に關しては平日、休日、午前、午後と多様な形で話し合いの場を開催した。土曜の夜にも、ある自治会で話し合いの場を持ったが、かなり多くの方に出席いただき、多くの話げできた。紛糾するのではなく、話をすると理解してもらえらる状況であった。後は議会で熟議し判断してもらおう。野洲市の議会での審議は初めてであり、できるだけいい議論をしてもらえらるようにしたい。
- ・ 年度末であり、国の制度改正がいろいろと控えているが姿がまだ見えない。本来なら余裕を持って制度改正の手続きをし、市民にお知らせし、実施するのが理想であるが、国の制度改正がギリギリであり、市にも時間の余裕がなく、ましてや市民には準備する余裕がない。我々が言っても仕方ないことではあるが、できるだけ市民に負担がいかないようにしてもらいたい。
- ・ 仕事の進め方であるが、パソコンでもゴミが溜まってくるとクリーニングが必要となるし、人間でも老廃物がたまると生理の仕組みにより除去がなされる。仕事も同じであり、良くも悪くもゴミは溜まってくるので、処理しながら次の仕事、あるいは次の日の仕事に臨まないといけないうが、なかなか気がつかず、何もかも引きずってしまいがちである。それが、問題の発生や効率化の妨げ、失敗につながるので、生態の健全なサイクルと同じく、無駄なゴミや除去していいものは除去するように。担当者では難しいことがあるので、部次長、課長等管理職が目配りし、正にクリーナーの役割をしてほしい。
- ・ 市民病院整備に関する訴訟が起こされており、先週に第1回の公判が行われた。基本設計が損害を与えているというが、成果物があり実施設計につながっているのに、理不尽な内容である。訴えられた限りは、裁判で決着をつけないと仕方がない。また、大きな論点が、経済合理性がないということであるが、経済合理性とは何かは誰も定義ができず、市民が決めるしかない。そもそも我々の仕事は、財政破綻はもちろん駄目であるが、廃棄物処理、教育、子育て等、経済合理性という論理で判断するものではない。一方、市民が健全に生活できればいいという大きな意味で見ると経済合理性があるとも言える。市民主体のまちづくりへの挑戦のような裁判である。訴状は公開しているので、見ておくように。

2. 報告事項

① 損害賠償の額を定めることについて

[所管:総務部]

固定資産税の住宅用地の特例の適用漏れによる損害賠償について、前回の部長会議で諮った後に再度整理を行い、内容を確定したので、再度報告を行う。本市が問題を認識するに至った時点に遡り、平成23年度から平成25年度までの税額相当分に遅延損害金を加算して損害賠償金として支払う。

なお、対象者4名のうち1名からはまだ同意を頂けていないため、同意を頂いた3名分についてのみ今回議会に提案を行い、残りの1名については同意を頂けた後に手続きを行う。

→そもそも同意が必要なのか。同意が延びる程に遅延損害金が増加されることから、額を確定し供託する方がよいのではないかと。追加提案する方向で考えるように。

② 平成30年度 保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校卒業(園)式日程

[所管:教育委員会]

平成30年度の保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校の卒業(園)式の日程について報告する。中学校卒業式に出席を依頼している部長は出席願う。

③ 財産の取得について

[所管:都市建設部]

平成28年に滋賀県土地開発公社に業務委託を行い、債務負担行為及び債務保証の議決を得ている三上小中小路工業団地造成事業について、造成工事が完了見込みとなり、市が事業用地の土地取得を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

滋賀県土地開発公社との仮契約が3月初旬であることから、追加提案とする。

→取得後、売却はいつの予定か。

→売却については議会最終日に提案を行う予定である。

→会派代表者会議で説明しており、議会からもスケジュールについての理解を得ている。

④ 野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業実施方針について

[所管:環境経済部]

野洲クリーンセンターの第一期長期包括運営が2019年10月末で終了することから、11月以降の第二期長期包括運営事業について、運営事業者の選定にあたり、「野洲クリーンセンター第二期長期包括運営事業実施方針」を定めたので公表する。第二期は運営期間を12年間とし、平成32年4月に運営開始を予定している余熱利用施設への熱供給や余熱利用施設への熱供給に関するリスク分担が第一期から追加となっている。平成31年4月に入札公告を行い、7～8月に事業者を選定する予定である。

→事業者の責任により、余熱利用施設への熱供給が停止した場合のリスク負担について、予備ボイラーの燃料代だけで良いのか。予備ボイラーの機器損料等の負担は不要か。確認しておくこと。

⑤ 市内小学校で発生した行き過ぎた指導その後の経過について

[所管:教育委員会]

市内小学校において平成30年5月22日に発生した児童に対する行き過ぎた指導について、平成30年12月28日に情報提供を行ったが、その後の経過について報告を行う。

平成31年1月10日に学級保護者説明会、平成31年1月23日に全校保護者説明会を行った。問題点の改善に向け、体罰防止研修の実施や体罰チェック体制の再確認等を学校及び市全体で取り組む。また、本事案を教材化し、教職員全員研修会で研修を行う。

→本来、全校保護者説明会の開催は記者発表すべきであったのではないかと。発生時から保護者から問合せのあった間、また、その後から報道を行うまでの間には何があったのかを明らかにし、資料の修正を行うように。

→全校保護者説明会の時点では、当該教員への処分は協議中とのことであったが、現在はどうなっているのか。

→県と当該職員の間で顛末書のやり取りを行っており、協議に時間がかかる。まだ協議中であり、処分決定は早くして年度内、場合によっては6月頃の可能性もある。

→処分は県の管轄であり、市としてはできることは速やかにやっていることを明らかにしておくこと。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

- ・ 2月12日に県内ではしかの発生が確認されたので報告する。感染者は県内南部の10代の方であり、2月9日に大阪でうつされた可能性があり、その日の帰りは、大阪から草津まで電車を利用されているため、不特定多数の方と接触している。(健康福祉部)
- ・ 2月27日(水) 11時から一般質問の割振り、16時から代表質問の割振りを行うので出席願う。(総務部)
- ・ 議案勉強会を22日(金)、25日(月)の午前・午後に分けて行うので対応願う。(議会事務局)

5. 次回部長会議の予定

2月25日(月) 8時45分～ 庁議室